

別表 1-1 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000~4,480 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000~56,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000~56,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~4,480 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,780 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000~33,600 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~33,600 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000~33,600 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・認知症対応型デイサービスセンター	11,900 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・介護予防拠点	8,910 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・地域包括支援センター	1,190 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・生活支援ハウス	35,700 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・緊急ショートステイの整備	1,190 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・施設内保育施設	11,900 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000~4,480 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護施設等の合築等			
・別記1-1の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模整備・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,128 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費	
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費				
定員 30 名以上の広域型施設等	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置） 			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
定員 29 名以下の地域密着型施設等	4,200 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 (介護療養型老人保健施設の介護医療院への転換整備に必要な経費を含む。)	14,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数		
・介護老人保健施設	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
・介護医療院	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費			特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する	
定員 30 名以上の広域型施設等	219 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 (転換前床数)		
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数		
定員 29 名以下の地域密着型施設等	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。		

・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	210 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	210 千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	2,100 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			
・介護予防拠点	100 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1 か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員 30 名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
【合築・併設施設】			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			
・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
既存施設のユニット化改修			
「個室 → ユニット化」改修	1,190 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「多床室(ユニット型個室の多床室を含む。) → ユニット化」改修	2,380 千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
ア 特別養護老人ホームのユニット化 イ 介護老人保健施設のユニット化 ウ 介護医療院のユニット化 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・ 介護老人保健施設 ・ ケアハウス ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護医療院 ・ 認知症高齢者グループホーム			
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	734 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 (介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業についても対象とする。)			
・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ ケアハウス ・ 有料老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 生活支援ハウス ・ サービス付き高齢者向け住宅	創設 2,240 千円 の範囲で都道府県知事が定める額 改築 2,770 千円 の範囲で都道府県知事が定める額 改修 1,115 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	転換前床数	
介護施設等の看取り環境の整備			
・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	3,500 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費(修繕料)、使用料及び賃借料又は備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)。
共生型サービス事業所の整備			
・ 通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。) ・ 短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。) ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,029 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	事業所数	

注) いずれの事業の介護施設等も、定員規模は問わない。

(5) 民有地マッチング事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・整備候補地等の確保支援	4,590 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1 か所	

注) 介護施設等とは、(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業			
	4,320 千円	都道府県知事が認めた台数 (定員数を上限とする)	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業			
・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	1,000 千円	1 か所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備するためには必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	6,000 千円	1 か所	
・2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援	3,500 千円	施設・事業所	

介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業	978千円	定員数	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
-----------------------------	-------	-----	--

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	<p>介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33 m²</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	1/3	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別記1-2

介護施設等の整備に関する事業（在宅・施設サービスの整備の加速化分）

1 目的

病床の機能分化及び連携に伴って増加する退院患者に対応しつつ、また、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、地域密着型サービス（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。）等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するとともに、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等として、平成27年度補正予算措置による在宅・施設サービスの整備の加速化・支援を拡充することを目的とする。

2 対象事業

（1）地域密着型サービス等整備等助成事業

ア 地域密着型サービス等整備助成事業

（ア）に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、次に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

（ア）対象施設等

- a 地域密着型（定員29人以下）の特別養護老人ホーム及び併設されるショ

トステイ用居室（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）

- b 小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- c 小規模（定員29人以下）な介護医療院
- d 小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム（地域で居住できる支援機能を持つ養護老人ホーム）
- e 小規模（定員29人以下）の特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- f 低所得高齢者の居住対策として「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」第34条の規定に定める都市型軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームの居室面積については、10.65m²（収納設備を除く）以上とすることが望ましい。）
- g 認知症高齢者グループホーム
- h 小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。）
- i 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所
- j 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- k 介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設（主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）への配慮や障害者や子ども等と交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。）
- l 小規模（定員29人以下）な介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。以下同じ。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）（ただし、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限る。）

（イ）整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（（5）の事業を除き、以下同じ。）

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)を改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業を含む。)
増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。(一部改築を含む。)なお、現在定員を維持すること基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。 ※3 改築にあたり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備をすること。(一部増改築を含む。) ※1、※2について同上。

イ 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、都道府県計画及び市町村計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護付きホーム。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、（ア）に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、都道府県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。

（ア）大規模修繕・耐震化の対象施設

- a 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- b 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設

- c 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- d 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- e 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム

（イ）整備区分

- a 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
（1）施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
（2）施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
（3）施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
（4）避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
（5）環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
（6）消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
（7）消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第7

	3号) 第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
(9) 施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。

b 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

介護施設等の開設時から安定した、質の高いサービスを提供するための体制整備等を支援するため、施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床の際に必要な初度経費（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費）を支援する事業を対象とする。

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ＩＣＴの導入支援

介護施設等において、（1）イ（イ）の表中（1）又は（2）に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際に、別記2の（28）口の介護ロボット導入支援事業及びハのＩＣＴ導入支援事業において対象となっている機器等を導入するために必要な経費を支援する事業を対象とする。

なお、本事業においては、介護ロボット・ＩＣＴ以外の設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6ヶ月間）、職員募集経費、開設のための普及啓発経費等は対象とな

らない。

また、事業実施にあたっての導入計画の策定及び導入効果の報告については、令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する。

（3）定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設等用地の確保を容易にし、特別養護老人ホーム等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたものに限る。）を支援する事業を対象とする。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・ 賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

さらに、本体施設（特別養護老人ホーム等）を整備する際に、合築・併設施設（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所等）を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

なお、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）を整備する際に、本事業を活用する場合は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県における整備に限るものとする。

（4）民有地マッチング事業

介護施設等の整備等を促進するため、土地等所有者と介護施設等を運営する法人等（以下「介護施設等整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

実施主体は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）とする。なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で介護施設等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の介護の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

ア 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

(ア) 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(イ) (ア)で選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(ウ) 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

(エ) 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

(オ) 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的な契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

イ 整備候補地等の確保支援

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。

(ア) 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。

(イ) 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。

(ウ) 実施に当たっては、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等と連携し適切な整備候補地等を把握した上で個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。

(エ) 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続きや、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。

(オ) 介護施設等の用に供することが決定した際には、アの活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。

ウ 地域連携コーディネーターの配置支援

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用

希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを都道府県、市町村又は介護施設等に配置する。

- (ア) 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。
- (イ) コーディネーターは、地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、都道府県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など都道府県及び市町村と連携するとともに、都道府県及び市町村は必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。
- (ウ) 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

介護人材（外国人を含む。）を確保するため、イに掲げる介護施設等（いずれも、定員規模は問わない。）の事業者が当該介護施設に勤務する職員（職種は問わず、幅広く対象）の宿舎を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が働きやすい環境を整備することを目的とする。

ア 対象事業

- (ア) 地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模や設備（居室類型、入居者の1人当たりの居室の床面積や台所、浴室、便所及び洗面設備等）は問わない。ただし、補助対象となるのは、イに掲げる介護施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までであって、1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）3.3m²以下を助成配分基準とする。なお、土地の買収又は整地に要する費用、設備整備に係る経費は対象としないものとする。
- (イ) 家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村内の地域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。
- (ウ) 設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。
- (エ) 入居者については、イに掲げる介護施設等に勤務する職員なければならない。ただし、当該介護施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等やイに掲げる以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。
- (オ) 土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事

業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付を受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借り上げ入居者に転貸することを条件とする。

イ 対象施設等

- (ア) 特別養護老人ホーム
- (イ) 介護老人保健施設
- (ウ) 介護医療院
- (エ) 特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- (オ) 認知症高齢者グループホーム
- (カ) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (キ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (ク) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (ケ) 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

ウ 整備区分

「整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※ 空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して、宿舎を整備する事業を含む。 ※ 空き家等の既存建物を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、宿舎を整備する事業を含む。
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備すること。
改築	現在定員の増員を行わずに、既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備すること。（一部改築を含む。） ※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の宿舎を取り壊して、新たに宿舎を整備するのにあわせて現在定員の増員を図るための整備すること。（一部増改築を含む。）※1、※2について同上。
改修	既存の宿舎を本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うものであること。

3 助成額の算定方法

(1) 算定方法

都道府県計画に記載された事業について、別表1-2の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、「定期借地権設定のための一時金の支援事業」及び「介護職員の宿舎施設整備事業」については、別表1-2の(3)及び(5)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額を助成額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 財政上の特別措置

上記2の対象事業のうち(1)の事業の助成額については、次表の第1欄に定める区分につき、第2欄に定める対象施設が都道府県計画に記載される場合には、当該施設の種類ごとに、3の(1)により算定した額に第3欄に定める加算率を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類	3 加算額
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合	・特別養護老人ホーム ・ケアハウス	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.10を乗じて得た額
沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.50を乗じて得た額
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額
地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行	・特別養護老人ホーム	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.30を乗じて得た額

う場合)		
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業のうち、同項第4号に基づき政令で定める施設（取壟し費用含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス ・認知症高齢者グループホーム ・認知症対応型デイサービスセンター ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 	別表1-2の第2欄に定める配分基礎単価に0.32を乗じて得た額

（3）豪雪地帯対策特別措置法及び離島等による特例

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯又は離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）若しくは沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく離島等に所在する場合は、（1）及び（2）により算定された当該額に0.08を乗じて得た額を加算することができるものとする。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 その他

介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、次のものを優先的に盛り込むよう配慮するものとする。

- ア 施設利用者に対するサービス提供に止まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- イ 都市部における用地取得の困難性に鑑み、地方公共団体が土地を貸与するものや施設の高層化を図るなど高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの。
- ウ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- エ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- オ 入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの。
- カ 内閣府による地域再生計画の評価結果を踏まえ、地域経済の活性化、地域における

雇用機会の創出その他の地域の活力の再生の総合的かつ効果的な推進に資するものと認められるもの。

キ 都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約・誘導により持続可能なまちづくりを進めるためのコンパクトシティ形成に向けた取組に資するもの。

また、都市計画法（昭和43年法律第100号）の改正に伴い、令和4年4月以降、災害レッドゾーン（都市計画法第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）における介護施設等の新規整備ができなくなる予定であることを踏まえ、令和3年度以降は、災害レッドゾーンにおける施設の移転改築整備等が進むよう、以下のとおりの取扱いとする。

- ① 介護施設等の整備に関する事業に係る都道府県計画及び市町村計画の事業の選定に当たっては、工の事業を他の事業より、優先的に盛り込むよう配慮すること。
- ② 災害レッドゾーンにおいて介護施設等の新規整備を行う場合には、防災対策工事により、事業開始時点で当該建設地が災害レッドゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、原則、介護施設等の整備に関する事業による補助の対象としないこと。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等については、安全上及び避難上の対策を補助の条件とすること。

別表1-2 配分基礎単価

(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
地域密着型サービス施設等の整備			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模な介護老人保健施設	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護医療院	25,000～56,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な養護老人ホーム	2,380千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・都市型軽費老人ホーム	1,790千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・認知症高齢者グループホーム	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,940千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・看護小規模多機能型居宅介護事業所	15,000～33,600千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・施設内保育施設	11,900千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	2,000～4,480千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接受ける事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信費、日報費、本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。
介護施設等の合築等			
・別記1-2の2の(1)アの事業対象施設と合築・併設	合築・併設する施設それぞれ上記の配分基礎単価に1.05を乗じた額	上記に準ずる	
空き家を活用した整備			
・認知症高齢者グループホーム	8,910千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備			
・特別養護老人ホーム	1,128千円 の範囲で都道府県知事が定める額	整備床数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・養護老人ホーム			
・軽費老人ホーム			

注) 施設数単位で助成する施設等について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、配分基礎単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成することができる。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
介護施設等の開設時、増床時及び再開設時（改築時）に必要な経費			
定員 30 名以上の広域型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 養護老人ホーム 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、介護兼營型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 都市型経費老人ホーム 小規模な養護老人ホーム 施設内保育施設 	839 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			14,000 千円 の範囲で都道府県知事が定める額
都市型経費老人ホーム			420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額
小規模な養護老人ホーム			420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額
施設内保育施設			4,200 千円 の範囲で都道府県知事が定める額
介護施設等の大規模転換の際にあわせて行うロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費			
定員 30 名以上の広域型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 養護老人ホーム 介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数	特別養護老人ホーム等の大規模転換の際にあわせて行う、介護ロボット・ＩＣＴの導入に必要な経費（令和元年5月10日老健発0510第1号・老高発0510第1号・老振発0510第1号厚生労働省老健局経営課長・高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別紙1・別紙2を準用する）。
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 	420 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、宿泊定員数とする。	

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	定員数
・都市型軽費老人ホーム	210千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・小規模な養護老人ホーム	210千円 の範囲で都道府県知事が定める額		
・施設内保育施設	2,100千円 の範囲で都道府県知事が定める額	施設数	

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】			
定員 30 名以上の広域型施設			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室			
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、都道府県知事が定める合理的な方法による額）の2分の1	1/2	定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・都市型軽費老人ホーム			
・小規模な養護老人ホーム			
・施設内保育施設			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
【合築・併設施設】			
定員 29 名以下の地域密着型施設等			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・認知症対応型デイサービスセンター			
・介護予防拠点			

・地域包括支援センター			
・生活支援ハウス			
・緊急ショートステイ			

(4) 民有地マッチング事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
民有地マッチング事業			
・土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援	5,610 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等
・整備候補地等の確保支援	4,590 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	自治体	
・地域連携コーディネーターの配置支援	4,490 千円 の範囲で都道府県知事が定める額	1か所	

注) 介護施設等とは、(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業の対象施設をいう。

(5) 介護職員の宿舎施設整備事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
介護職員の宿舎施設整備事業			
・特別養護老人ホーム	介護職員 1 定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33 m ² ※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。	1／3	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一緒に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			

注) いずれの介護施設等も、定員規模は問わない。

別記2

介護従事者の確保に関する事業

1 目的

本事業は、地域の実情に応じて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善等の観点から、介護人材の確保のための計画を実行するために、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金を充てて実施するものである。

2 対象事業

事業実施にあたっては、都道府県が直接実施できるほか、市区町村への補助により実施することも可能となっている。

【基盤構築を行うための事業】

(1) 介護人材確保対策連携強化事業（協議会設置等）

都道府県単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を実施するため、①施策の検討に当たっては事前調査・関係者へのヒアリング等の実施、行政や職能団体、事業者団体のみならず一般企業（経済団体）、教育機関、PTA、メディアなどで構成されるプラットフォーム（協議会等（認知症に関する取組を推進する官民協働による協議会（地方版認知症官民協議会）を含む）を設置し、普及啓発・情報提供、人材確保・育成、労働環境改善、認知症施策等に関する取組の計画立案を行うとともに、②検討した施策を実現するため、関係機関・団体との連携・協働の推進、③施策の実施にあたっては、横断的な施策の総合調整の実施や介護ロボットやICTなど専門的な知識を必要とする施策に係る有識者からの助言などの経費に対して助成する。

なお、介護分野で働く看護職員、PT、OT、ST等の確保・定着へ向けた取組も対象となる。

(2) 市区町村介護人材確保プラットホーム構築事業

市区町村単位で介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進するため、関係機関・団体との連携を図り、施策の検討、推進及び評価等を行うための協議会の設置等のための経費に対して助成する。

(3) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業

介護人材確保に取り組む事業者に対する認証評価制度の構築・実施のための経費に対して助成する。

【参入促進に資する事業】

（4）地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、介護業界や地域住民・地域のコミュニティからの情報を、都道府県が支援・コーディネートし、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

（5）若者・女性・高年齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等、地域の労働市場等の動向等に応じたターゲットごとに、介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。

（6）地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業

イ 助け合いによる生活支援の担い手の養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

ロ 地域の支え合い・助け合い活動継続のための事務手続き等支援事業

地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に対して助成する。

ハ 介護人材確保のためのボランティアポイント活用推進事業

若者層、中年齢層、子育てを終えた層、高齢者層など各層の者が、介護分野への研修参加及び介護の周辺業務等へのボランティア活動を行うことに対して、ポイントを付与することにより介護分野での社会参加・就労的活動を推進するための経費に対して助成する。

（7）介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。

(8) 介護未経験者に対する研修支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(9) ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年高齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び都道府県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。

(10) 介護事業所でのインターンシップ・職場体験の導入促進

高校生や大学生等の介護事業所へのインターンシップの実施に係る経費や小中学生等の夏休み等を活用した職場体験の実施に係る経費に対し助成する。

(11) 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業

訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。

(12) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業

以下の、口の実施に当たって、その他必要な事項については、別に定めるものとする。

イ 多様な人材層（若者・女性・高齢者）に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、都道府県福祉人材センター等に介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者（キャリア支援専門員）を配置し、

- ・ 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- ・ 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- ・ 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付

を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からのI・U・Jターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

□ 介護現場における多様な働き方導入モデル事業

多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、「多様な人材層（若者・女性・高齢者）」をターゲットとした「多様な働き方（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制等）」による効率的な事業運営を実践するために必要な経費に対して助成する。

(13) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業

イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

□ 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業

元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する経費に対して助成する。

ハ 介護の周辺業務等の体験支援

介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

二 生活援助従事者研修の受講支援等からマッチングまでの一体的支援事業

訪問介護分野における介護人材のすそ野の拡大を推進するため、生活援助従事者研修に係る受講支援等から研修受講後の訪問介護事業所とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

(14) 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強

化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

(15) 外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業

以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

介護の専門職である介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金の給付等に係る経費の一部について助成する。

ロ 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生や特定技能1号外国人の受入れを円滑に進めるため、介護福祉士養成施設と留学希望者、また、介護施設等と特定技能1号による就労希望者等とのマッチングを適切に行うために必要な経費について助成する。

(16) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業

以下の、イ、ロの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 福祉系高校修学資金貸付事業

若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生に対して修学や就職の準備に必要な経費について、返済免除付きの支援金の貸付を行うために必要な経費について助成する。

ロ 介護分野就職支援金貸付事業

他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際に、返済免除付きの支援金の貸付を行うために必要な経費について助成する。

【資質の向上に資する事業】

(17) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修

の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

□ 介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講支援事業

介護職員の資質向上と介護事業所におけるOJTの推進を図るため、介護キャリア段位におけるアセッサー講習を受講するための経費に対し助成する。

ハ 介護支援専門員資質向上事業

介護保険制度において、高齢者の尊厳を保持し、自立支援に資するサービス提供を行うためのケアプラン作成業務を担う介護支援専門員を対象とした法定研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

(18) 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

(19) 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業

研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。(本項における他の事業で助成される経費を除く。)

(20) 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

(21) 潜在介護福祉士の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のた

めの研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。

(22) 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

(23) 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業等

イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るために示す研修等の経費に対し助成する。

(イ) 認知症介護実践者等養成研修事業

(ロ) 認知症地域医療支援事業

(ハ) 認知症初期集中支援チーム員研修

(二) 認知症地域支援推進員研修

(ホ) BPSD ケアプログラムアドミニストレーター養成研修

ロ チームオレンジコーディネーター研修等事業

チームオレンジの活動の中核的な役割を担うコーディネーター等を養成するための経費に対して助成する。

(24) 地域包括ケアシステム構築・推進に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手やサービスの開発等を行う人材（生活支援コーディネーター）育成等のほかそれを全体で調整する地域包括支援センター職員及び医療・介護連携を推進するための人材（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、PT、OT、ST、管理栄養士等）の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

(25) 権利擁護人材育成事業

イ 認知症高齢者等権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

□ 介護相談員育成に係る研修支援事業

都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。

(26) 介護予防の推進に資する専門職種の指導者育成事業

都道府県又は市町村単位の県医師会又は郡市区等医師会及びリハビリテーション関連団体などが、専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対して助成する。

(27) 介護施設等における防災リーダー養成等支援事業

介護施設等における防災リーダー（介護施設等における防災対策の中心となる職員を指し、役職等を問わない）の養成等を目的として、都道府県における介護職員等向けの防災研修の実施や公益団体等が実施する介護職員等向けの防災研修の受講支援のほか、都道府県における介護施設等からの防災に関する相談を受ける防災相談窓口を設置するために必要な経費に対して助成する。

【労働環境・処遇の改善に資する事業】

(28) 介護職員長期定着支援事業

イ 介護職員に対する悩み相談窓口設置事業

介護職員からの職場の悩み等に関する相談を受け付ける窓口を設置し、業務経験年数の長い介護福祉士や心理カウンセラー等が相談支援を行うなど介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

□ 介護事業所におけるハラスメント対策推進事業

介護事業所における利用者等からのハラスメント対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

ハ 若手介護職員交流推進事業

若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護職員の離職を防止するための経費に対して助成する。

(29) 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、

早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

(30) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

以下の、口、ハ、ニの実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- ・ 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
- ・ 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
- ・ I C T 活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及

など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。

口 介護ロボット導入支援事業

現在市場化されつつある新たな技術を活用した介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。これらの介護ロボットにより、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による導入が可能となるよう先駆的な取り組みを実施するための経費に対し助成する。

ハ I C T 導入支援事業

介護分野における I C T 化を抜本的に進めるため、I C T を活用して介護記録から請求業務までが一気通貫となること等を要件として、介護ソフト及びタブレット端末等を導入するための経費に対し助成する。

二 介護事業所に対する業務改善支援事業

①第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の助成

厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると都道府県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。

- ・ 人材不足に関連した課題を解決することが急務であること
- ・ その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資すること

②都道府県等が開催する介護現場革新会議で必要と認められた経費の助成

都道府県等が開催する介護現場革新会議において、必要と認められる取組に要する経費の一部に対して助成する。

木 介護事業所における両立支援等環境整備事業

介護事業所で働く職員の出産・育児・介護等と仕事の両立を支援し、女性や若者にとって働きやすい職場環境を構築するために必要な研修、普及啓発及び個別の事業所への助言等を行うための経費に対して助成する。

(31) 雇用管理体制の改善に取り組む事業者表彰事業

介護人材の資質向上や定着促進に資する効果的な新人教育やキャリアパスの設定等に取り組む先進的な介護事業者を都道府県ごとに評価・表彰するための経費に対し助成する。

(32) 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型 保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業による財政支援は受けられないことに留意されたい。

(33) 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。

(34) 子育て支援のための代替職員のマッチング事業

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。

(35) 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の

導入等のコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、外国人介護人材の受入れ環境整備を推進するための経費に対して助成する。また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に通知に定めるものとする。

(36) 新型コロナウイルス流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保するとともに、介護に従事する者が安心・安全に業務を行うことができるよう感染症が発生した介護サービス事業所・施設等の職場環境の復旧・改善を支援する。

また、都道府県において、平時から都道府県単位の介護保険施設等の関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた応援体制を構築するとともに、介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルスの感染者が発生した場合などに、地域の他の介護サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費に対して助成する。

なお、事業実施に当たって、その他必要な事項については、別に定めるものとする。

【離島・中山間地域等に対する事業】

(37) 離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援するため、①地域外からの就職の促進（赴任旅費、引越等に係る費用の助成）、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招聘、②介護従事者の資質向上の推進、③高齢者の移動を支援する担い手の確保を行うために必要な経費に対して助成する。

別記3

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1 目的

2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要があり、特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

2 対象事業

○地域医療勤務環境改善体制整備事業

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める（1）に掲げる医療機関が行う（2）の事業を対象とする。

（1）対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であって「4 交付要件」を満たすもの。ただし、診療報酬により令和2年度改定で新設された地域医療体制確保加算を取得している場合は対象としない。

- ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件以上2000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上あり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であって一定の実績と役割がある場合など、5疾患5事業で重要な医療を提供している場合

④ その他在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※①及び②の救急医療に係る実績は、1月から12月までの1年間における実績とする。

(2) 対象事業

医師の労働時間短縮に向け的な取組として、4の(3)における医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業。

3 補助対象経費

「2 (2) 対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費に対して補助を行う。

※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができます。

4 交付要件

次の(1)～(4)のいずれをも満たすこと。

(1) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

(2) 月の時間外・休日労働が80時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定(以下「36協定」という。)において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。

(3) 2024年までに

- ・(B)水準指定を予定している医療機関((B)水準医療機関に求められる医療機能を満たす医療機関に限る。)については、(B)水準対象業務に従事する医師については、年の時間外・休日労働時間が1860時間以下、それ以外の医師については年の時間外・休日労働時間が960時間以下
- ・前記以外の医療機関については、年の時間外・休日労働時間が960時間以下となるよう次の①・②に留意し、当該保険医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資す

る計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

- ① 現状の勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた恒久的な勤務医の負担の軽減及び待遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。
- ② 計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、必要な事項を記載すること。

ア 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的内容（例えば、初診時の予診の実施、静脈採血等の実施、入院の説明の実施、検査手順の説明の実施、服薬指導など）

イ 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施

ウ 前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間の一定時間の休息時間の確保（勤務間インターバル）

エ 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮

オ 当直翌日の業務内容に対する配慮

カ 交替勤務制・複数主治医制の実施

キ 育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用

※実際に労働時間が短縮していることを都道府県が毎年、本補助金の実績報告時に確認すること

- (4) 勤務医の負担の軽減及び待遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

5 算定方法等

(1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（療養病床除く。2(1)③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神科病床の稼働病床数とする。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乘じて得た額を補助額の基準とし、3の経費に対してそれぞれ(2)の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

(2) 3のうち、資産の形成につながる費用については事業者負担を、必ず求めるものとする。

(3) また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(参考) 医師の働き方改革に関する検討会報告書(平成31年3月28日 医師の働き方改革に関する検討会)抜粋

(地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関)

(中略)

- ①地域医療の観点から必須とされる機能は、医療の公共性、不確実性、高度の専門性等の観点から、以下を基本とする。
 - (ア) 救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの(例:二次・三次救急医療機関、在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関)
 - (イ) 政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業(※)」
 - (ウ) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療機関・医師(例:高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等)
- ※ 5疾病・5事業:がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の「5疾病」、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の「5事業」
- 上記(ア)～(ウ)のような機能について、国として一定の客観的な要件を整理した上で、地域の個別事情を踏まえながらも恣意的な適用とならないよう定めることが必要であり、具体的には以下のとおりとする。
 - <(ア)(イ)の観点から>
 - i 三次救急医療機関
 - ii 二次救急医療機関 かつ 「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ 「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」
 - iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関
 - iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関
 - (例) 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関
 - ※ 以上について、時間外労働の実態も踏まえると、あわせて約1,500程度と見込まれる。

<(ウ)の観点から>

特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

(例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等

以上

様式 1

地域医療勤務環境改善体制整備事業申請書

医療機関名			
住所			
代表者（管理者）名			
担当者名・連絡先	役職・氏名	連絡先 電話番号 メールアドレス	

（実績等）

1 当該事業に係る稼働病床数	医療法上の病床種別	病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数 ※精神科救急を根拠とする場合は同報告と同時点の精神科病床数	
	一般病床	床	
		床	
	合計	床	
2 救急用の自動車等による搬送実績	救急用の自動車等による搬送実績 期間：（ ）年1月～12月※病床機能報告と期間が異なる		
	上記期間における救急用の自動車等による搬送件数： () 件		
3 その他診療実績 ※2において救急用の自動車等による搬送実績が1000件未満の場合は右欄のいずれに該当するかチェックの上記載（内容について説明が記載仕切れない場合には別紙として差し支えない）	<input type="checkbox"/> ②ア 夜間・休日・時間外入院件数 () 件 期間：（ ）年1月～12月※病床機能報告と期間が異なる		
	<input type="checkbox"/> ②イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど 実績等 ()		
	<input type="checkbox"/> ③ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等 実績等 ()		
	<input type="checkbox"/> ③イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療 実績等 ()		
	<input type="checkbox"/> ④ その他在宅医療 実績等 ()		
	4 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制	様式2に記載すること。	

〔記載上の注意〕

- 「2」については、申請を行う年度の前年1年間（2020年度に届け出る場合は、2019年1月～12月の1年間）の救急用の自動車等による搬送件数を記載すること。
- 様式2を添付すること。

様式2

勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

新規申請時の状況について記載する事項
(□には、適合する場合「✓」を記入すること)

(1) 勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況の把握																																																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月 日時点)</td> <td>常勤: ()名 宿日直(*1)を担当する医師()名(うち非常勤()名)</td> <td>非常勤: ()名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">*1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること</td> </tr> </table>					ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月 日時点)	常勤: ()名 宿日直(*1)を担当する医師()名(うち非常勤()名)	非常勤: ()名			*1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること																																																																																																																								
ア 医療機関に勤務する医師数 (令和 年 月 日時点)	常勤: ()名 宿日直(*1)を担当する医師()名(うち非常勤()名)	非常勤: ()名																																																																																																																																
*1 宿日直については、平日の平均的な1日における体制を記載すること																																																																																																																																		
イ 勤務医の勤務状況の把握等(令和 年 月分)																																																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>(ア) 勤務時間の具体的な把握方法</td> <td>□ タイムカード、ICカード □ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり) □ その他 (具体的に:)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(*2)の把握内容</td> <td>□ 年次有給休暇取得率 □ 育児休業・介護休業の取得率 (具体的に:)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">*2 前年度の実績を記載。 *3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>(ウ) 超過勤務時間(時間／月)(*4)</td> <td>平均: ()時間／月 最大: ()時間／月 最小: ()時間／月</td> <td>80時間／月以上の者の人数: ()名 155時間／月以上の者の人数: ()名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">*4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>(エ) 宿日直(回／月)</td> <td>平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月</td> <td>連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">(オ) その他(自由記載・補足等)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者</td> <td>氏名: _____</td> <td>職種: _____</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議</td> <td>開催頻度: _____回／年 参加人数: 平均 _____人／回 参加職種()</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画</td> <td>□ 計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開</td> <td>□ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <p>(ア)～(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること(記載した事項に✓すること)(※申請時に提出すること。)</p> <table border="1"> <tr> <td>□ (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容</td> <td>□ (ウ) 勤務間インターバルの確保</td> </tr> <tr> <td>□ (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施</td> <td>□ (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮</td> </tr> <tr> <td>□ (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮</td> <td>□ (キ) 短時間正規雇用医師の活用</td> </tr> <tr> <td>□ (カ) 主治医制の見直しの実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (ク) その他 ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">(4) (3)の取組内容に要する経費</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>支出内容</th> <th>資産形成有無</th> <th>所要見込額</th> <th>補助対象額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table>					(ア) 勤務時間の具体的な把握方法	□ タイムカード、ICカード □ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり) □ その他 (具体的に:)	(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(*2)の把握内容	□ 年次有給休暇取得率 □ 育児休業・介護休業の取得率 (具体的に:)	*2 前年度の実績を記載。 *3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者					<table border="1"> <tr> <td>(ウ) 超過勤務時間(時間／月)(*4)</td> <td>平均: ()時間／月 最大: ()時間／月 最小: ()時間／月</td> <td>80時間／月以上の者の人数: ()名 155時間／月以上の者の人数: ()名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">*4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>(エ) 宿日直(回／月)</td> <td>平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月</td> <td>連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">(オ) その他(自由記載・補足等)</td> </tr> </table>					(ウ) 超過勤務時間(時間／月)(*4)	平均: ()時間／月 最大: ()時間／月 最小: ()時間／月	80時間／月以上の者の人数: ()名 155時間／月以上の者の人数: ()名			*4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和					<table border="1"> <tr> <td>(エ) 宿日直(回／月)</td> <td>平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月</td> <td>連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>					(エ) 宿日直(回／月)	平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月	連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回			(オ) その他(自由記載・補足等)					(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制					<table border="1"> <tr> <td>ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者</td> <td>氏名: _____</td> <td>職種: _____</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議</td> <td>開催頻度: _____回／年 参加人数: 平均 _____人／回 参加職種()</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画</td> <td>□ 計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開</td> <td>□ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名: _____	職種: _____			イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____回／年 参加人数: 平均 _____人／回 参加職種()				ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	□ 計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日)				エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	□ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)				(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容					<p>(ア)～(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること(記載した事項に✓すること)(※申請時に提出すること。)</p> <table border="1"> <tr> <td>□ (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容</td> <td>□ (ウ) 勤務間インターバルの確保</td> </tr> <tr> <td>□ (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施</td> <td>□ (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮</td> </tr> <tr> <td>□ (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮</td> <td>□ (キ) 短時間正規雇用医師の活用</td> </tr> <tr> <td>□ (カ) 主治医制の見直しの実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (ク) その他 ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等</td> </tr> </table>					□ (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容	□ (ウ) 勤務間インターバルの確保	□ (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	□ (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮	□ (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	□ (キ) 短時間正規雇用医師の活用	□ (カ) 主治医制の見直しの実施		□ (ク) その他 ()		※ その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等		(4) (3)の取組内容に要する経費					<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>支出内容</th> <th>資産形成有無</th> <th>所要見込額</th> <th>補助対象額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					補助対象経費	支出内容	資産形成有無	所要見込額	補助対象額																合計				
(ア) 勤務時間の具体的な把握方法	□ タイムカード、ICカード □ 出席簿又は管理簿等の用紙による記録(上司等による客観的な確認あり) □ その他 (具体的に:)																																																																																																																																	
(イ) 勤務時間以外についての勤務状況(*2)の把握内容	□ 年次有給休暇取得率 □ 育児休業・介護休業の取得率 (具体的に:)																																																																																																																																	
*2 前年度の実績を記載。 *3 所定労働時間をあらかじめ減じた勤務体制としている者																																																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>(ウ) 超過勤務時間(時間／月)(*4)</td> <td>平均: ()時間／月 最大: ()時間／月 最小: ()時間／月</td> <td>80時間／月以上の者の人数: ()名 155時間／月以上の者の人数: ()名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">*4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和</td> </tr> <tr> <td colspan="5"> <table border="1"> <tr> <td>(エ) 宿日直(回／月)</td> <td>平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月</td> <td>連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="5">(オ) その他(自由記載・補足等)</td> </tr> </table>					(ウ) 超過勤務時間(時間／月)(*4)	平均: ()時間／月 最大: ()時間／月 最小: ()時間／月	80時間／月以上の者の人数: ()名 155時間／月以上の者の人数: ()名			*4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和					<table border="1"> <tr> <td>(エ) 宿日直(回／月)</td> <td>平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月</td> <td>連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>					(エ) 宿日直(回／月)	平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月	連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回			(オ) その他(自由記載・補足等)																																																																																																									
(ウ) 超過勤務時間(時間／月)(*4)	平均: ()時間／月 最大: ()時間／月 最小: ()時間／月	80時間／月以上の者の人数: ()名 155時間／月以上の者の人数: ()名																																																																																																																																
*4 常勤医における値を記載。 *4 超過勤務時間: 法定休日以外の日において1日につき8時間を超えて労働した時間並びに1週について40時間を超えて労働した時間数及び法定休日(週に1日、又は、4週につき4日付与する義務あり)において労働した時間の総和																																																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>(エ) 宿日直(回／月)</td> <td>平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月</td> <td>連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>					(エ) 宿日直(回／月)	平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月	連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回																																																																																																																											
(エ) 宿日直(回／月)	平均: ()回／月 最大: ()回／月 最小: ()回／月	連日当直を実施した者の人数及び回数: ()名・のべ()回																																																																																																																																
(オ) その他(自由記載・補足等)																																																																																																																																		
(2) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制																																																																																																																																		
<table border="1"> <tr> <td>ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者</td> <td>氏名: _____</td> <td>職種: _____</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議</td> <td>開催頻度: _____回／年 参加人数: 平均 _____人／回 参加職種()</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画</td> <td>□ 計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開</td> <td>□ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名: _____	職種: _____			イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____回／年 参加人数: 平均 _____人／回 参加職種()				ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	□ 計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日)				エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	□ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)																																																																																																													
ア 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者	氏名: _____	職種: _____																																																																																																																																
イ 多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議	開催頻度: _____回／年 参加人数: 平均 _____人／回 参加職種()																																																																																																																																	
ウ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画	□ 計画策定 (初回の策定年月日: 年 月 日) (直近の更新年月日: 年 月 日)																																																																																																																																	
エ 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開	□ 医療機関内に掲示する等の方法で公開 (具体的な公開方法)																																																																																																																																	
(3) 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容																																																																																																																																		
<p>(ア)～(ク)の項目を踏まえ検討し、必要な事項を記載すること(記載した事項に✓すること)(※申請時に提出すること。)</p> <table border="1"> <tr> <td>□ (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容</td> <td>□ (ウ) 勤務間インターバルの確保</td> </tr> <tr> <td>□ (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施</td> <td>□ (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮</td> </tr> <tr> <td>□ (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮</td> <td>□ (キ) 短時間正規雇用医師の活用</td> </tr> <tr> <td>□ (カ) 主治医制の見直しの実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>□ (ク) その他 ()</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等</td> </tr> </table>					□ (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容	□ (ウ) 勤務間インターバルの確保	□ (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	□ (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮	□ (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	□ (キ) 短時間正規雇用医師の活用	□ (カ) 主治医制の見直しの実施		□ (ク) その他 ()		※ その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等																																																																																																																			
□ (ア) 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担の具体的な内容	□ (ウ) 勤務間インターバルの確保																																																																																																																																	
□ (イ) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	□ (オ) 当直翌日の業務内容に対する配慮																																																																																																																																	
□ (エ) 予定手術前日の当直や夜勤に対する配慮	□ (キ) 短時間正規雇用医師の活用																																																																																																																																	
□ (カ) 主治医制の見直しの実施																																																																																																																																		
□ (ク) その他 ()																																																																																																																																		
※ その他取組の例: 所定労働時間内での病状説明の励行に係る掲示 等																																																																																																																																		
(4) (3)の取組内容に要する経費																																																																																																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>支出内容</th> <th>資産形成有無</th> <th>所要見込額</th> <th>補助対象額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					補助対象経費	支出内容	資産形成有無	所要見込額	補助対象額																合計																																																																																																									
補助対象経費	支出内容	資産形成有無	所要見込額	補助対象額																																																																																																																														
合計																																																																																																																																		

【記載上の注意】

- 1 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に対する体制について、実施しているものにチェックを行うこと。
- 2 (3)は検討した取組内容について1つ以上選択すること。
- 3 (4)は補助対象経費が複数ある場合は欄を適宜追加又は別紙として添付すること。

(別葉1)

第 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知事

医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について

標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②、④及び⑥の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の①、②、④及び⑥の全ての事業が完了した日

〇〇年〇〇月〇〇日

2 交付精算額

(1) 医療介護提供体制改革推進交付金 金 円

(2) 地域医療対策支援臨時特例交付金 金 円

3 添付書類

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告書(写)
(事業完了年度分)

(別葉2)

第 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知事

医療介護総合確保法に基づく〇〇年度都道府県計画の事業完了報告について

標記について、〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了したことから、関係書類を添えて次のとおり報告する。

1 〇〇年度都道府県計画における地域医療介護総合確保基金管理運営要領の第3の(1)の③及び⑤の全ての事業が完了した日

〇〇年〇〇月〇〇日

2 交付精算額

(1) 医療介護提供体制改革推進交付金 金 円

(2) 地域介護対策支援臨時特例交付金 金 円

3 添付書類

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告書(写)
(事業完了年度分)

(別葉3)

第 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県 知事

地域医療介護総合確保基金の精算完了後の納付等について

標記について、次のとおり納付等が生じたので報告する。

1 納付等が生じた基金の交付年度 ○○年度

2 納付等が生じた事業名

3 納付額

(1) 医療介護提供体制改革推進交付金	金	円
(2) 地域医療対策支援臨時特例交付金	金	円
(3) 地域介護対策支援臨時特例交付金	金	円

4 添付書類

- ・ 原因・経緯等の概要をまとめた資料

厚生労働大臣 殿

○○○都道府県知事

地域医療介護総合確保基金運営要領に基づく○○年事業実施状況報告について(病床機能分化・連携推進事業、在宅医療推進事業、医療従事者確保事業及び勤務医労働時間短縮事業)

1 基金保管実績

(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(勤務医労働時間短縮事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

2 基金運用実績

(病床機能分化・連携推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(在宅医療推進事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(医療従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(勤務医労働時間短縮事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況

(1)○○年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

区分	事業名	事業者名(施設名(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定期(計画時)	●●年度実事業費		
					基金充当額	国負担分(2/3) 新道府県負担分(1/2) 消費税増収分 上乗せ分	事業者等負担額
合計							

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定期制

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定期制)
〔1〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%
〔2〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%
〔3〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%
〔4〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%
〔5〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%

今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合

※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。

(2)○○年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

区分	事業名	事業者名(施設名(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定期(計画時)	●●年度実事業費		
					基金充当額	国負担分(2/3) 新道府県負担分(1/2) 消費税増収分 上乗せ分	事業者等負担額
合計							

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定期制

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込計(D)	保有割合(%) (C/D)	(保有割合の算定期制)
〔1〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%
〔2〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%
〔3〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%
〔4〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%
〔5〕基金保管額(新道府県負担分)、基新道府県負担額(100%、○○年度積み立て分)	円	円	%

今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合

※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。

4 添付資料

(1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本

(2)その他参考となる資料

厚生労働大臣 殿

〇〇〇都道府県知事

地域医療介護総合確保基金管理運営要領に基づく〇〇年度事業実施状況報告について(介護施設等整備事業及び介護従事者確保事業)

1 基金保管実績

(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	年度当初保管額 (A)	年度内異動額 (B)	年度末保管額 (A-B)
	円	円	円
合計額	円	円	円

2 基金運用実績

(介護施設等整備事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

(介護従事者確保事業)

基金の保有区分	利息額	差益額
	円	円
合計額	円	円

※基金の保有形態別に、収入の種別により記載する他、内訳を添付すること。

3 基金事業実施状況

(1)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画額)	●●年度実事業費		
					基金充当額	国負担分(2/3)	事業者等負担額
					都道府県負担分(1/3)	消費税増収分	上乗せ分
合計							

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込額(D)	保有割合(%)	保有割合の算定根拠
(「基金保管実績(介護施設等整備事業)」のうち、〇〇年度積み立て分)		%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
(「基金保管実績(介護従事者確保事業)」のうち、〇〇年度積み立て分)		%	
円	円	%	

(2)〇〇年度基金積み立て分

(ア)事業実施計画

(単位:円)

区分	事業名	事業者名(施設名等(開設者名を含む))	●●年度実施事業内容	●●年度事業予定額(計画額)	●●年度実事業費		
					基金充当額	国負担分(2/3)	事業者等負担額
					都道府県負担分(1/3)	消費税増収分	上乗せ分
合計							

(イ)都道府県計画に掲げる目標のうち、本年度達成予定状況

※都道府県計画に記載のある場合は記入不要

(ウ)基金の保有割合及び算定根拠

年度末保管額(C)	(●●+1)年度以降の事業実施に要する見込額(D)	保有割合(%)	保有割合の算定根拠
(「基金保管実績(介護施設等整備事業)」のうち、〇〇年度積み立て分)		%	今後、事業が完了するまでに必要となる補助見込額に対する年度末保管額(運用益を含む)の割合
円	円	%	※基金の保管額が、基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であるかを確認するため、基金の保有割合を記載するもの。保有割合が100%を上回る場合には、原則として、過大となる金額を国庫に納付する。
(「基金保管実績(介護従事者確保事業)」のうち、〇〇年度積み立て分)		%	
円	円	%	

4添付資料

(1)当該年度の歳入歳出決算(見込)書抄本

(2)介護施設等の整備に関する事業の実施状況について(別添様式1)

(3)●●年度における介護施設等の整備に関する事業の整備状況等について(別添様式2-1~2-6)

(4)その他参考となる資料

(1) 地域密着型サービス寄附金算入

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
都市型経営老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイの整備(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの(※1)	人	人	人	人	人	人	人
空き家を活用した整備分							
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模化修繕・耐震化整備事業							
特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
要護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
軽費老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注) 同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

都道府県名:

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※1)	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
訪問介護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
看護小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
都市型経費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費 ※施設種別欄については、転換した介護老人保健施設等の名称を記載すること

	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円						

介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費							
特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※1)	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
地域密着型特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護老人保健施設(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
認知症高齢者グループホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
看護小規模多機能型居宅介護事業所(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)(※1)	人	人	人	人	人	人	人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所						
都市型経費老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
小規模な養護老人ホーム(※1)	人	人	人	人	人	人	人
施設内保育施設	か所						
定員数計(※1の合計)	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円						

介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費							
介護予防拠点	か所						
金額小計	千円						
金額計	千円						

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

(3)定期借地権設定のための一時金の支援事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
【本体施設(※1)】							
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模なケアハウス(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
都市型経営老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設内保育施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模な介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
【合集・併設施設】							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症対応型デイサービスセンター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護予防拠点	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域包括支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
生活支援ハウス	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
緊急ショートステイ	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
本体施設計(※1の合計)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

都道府県名:

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

施設種別	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	合計
既存施設のユニット化改修							
特別養護老人ホーム	人	人	人	人	人	人	人
介護老人保健施設	人	人	人	人	人	人	人
介護医療院	人	人	人	人	人	人	人
介護療養型医療施設の改修により転換した施設	人	人	人	人	人	人	人
ユニット化定員数計	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(多床室)のプライバシー保護のための改修	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備 ※施設種別欄については、転換した介護老人保健施設等の名称を記載すること							
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人
定員数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等の看取り環境の整備							
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護医療院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
経営老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
施設数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
共生型サービス事業所の整備							
通所介護事業所(地域密着型通所介護事業所を含む。)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所を含む。)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
事業所数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

都道府県名：

(5) 民有地マッチング事業

事業区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援(マッチング数)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
整備候補地等の確保支援(確保数)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
地域連携コーディネーターの配置支援(配置数)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

都道府県名:

事業区分	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
介護施設等における簡易除圧装置の設置に係る経費支援事業							
簡易除圧装置設置経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業							
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
従来型個室・多床室のゾーニング経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業							
多床室の個室化改修支援	人	人	人	人	人	人	人
金額小計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

都道府県名:

(7) 介護職員の宿舎施設整備事業

施設種別	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	合計
特別養護老人ホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護老人保健施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護療養院	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
認知症高齢者グループホーム	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
介護付きホーム(有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であつて、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
整備か所数計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
金額計	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

(注)同一年度において当初予算と補正予算を区別して記入すること。

(注)複数の施設の介護職員用の宿舎を整備する場合は、両方の施設種別に計上すること。

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく整備状況について(地域密着型サービス等整備助成事業分)

都道府県名:

番号	A 整備の計画(年度当初)						B 整備の実績(決算時)								当該事業のための基金積立年度	備考
	管内市町村名	事業区分	施設種別	整備区分	定員数(人)	着工(予定)年月日	整備主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	地事業費(千円)	延床面積(m ²)	竣工年月日	補助単価(千円)	補助額計(千円)	
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
合計																

・「地域医療介護総合確保基金(地域密着型サービス等整備助成事業)」の対象施設について、記載すること。

・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること(基金・交付金を活用せず事業者が全額自己財源によって整備するもの含む)。

・「A 整備の計画(年度当初)」欄には、年度当初の整備計画について、「B 整備の実績(決算時)」欄には、基金の決算時の整備実績について記載すること。

・「A 整備の計画(年度当初)」欄に記載した定員数等に対して、設置主体等が複数ある場合は、当該番号に技番号を付けて、列を追加して追記すること(例:番号1-1,1-2)。

・「事業区分」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1及び別記1-2の2の(1)のア又はイの事業を記載すること。

・「整備区分」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1及び別記1-2の2の(1)のアの事業については、「創設」、「増築(床)」、「改築」、「増改築」のいずれかを記載し、

地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1及び別記1-2の2の(1)のイの事業については、「大規模改築」又は「簡易化」を記載すること。

・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。

・「着工(予定)年月日」欄には、工事に着手する年月日(予定)を記載すること。

・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。

・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称を記載すること。

・「計事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。

・「延床面積(m²)」欄は、当該建物について記載すること。

・「竣工年月日」欄には、当該建物が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該建物が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要せず、その旨備考欄へ記載すること。

・「補助単価(千円)」欄には、地域密着型特別養護老人ホーム及び要介護老人ホーム(ケアハウス、29名以下)は1床あたり単価を、それ以外は1施設あたり単価を記載すること。なお、全額自己財源の場合、記載を要しないこと。

・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。なお、全額自己財源の場合、記載を要せず、また、基金による補助額の合計は、(1)表と一致させること。

・「事業区分」欄に地域密着型サービス施設等事業を記載した場合、「備考」欄には、合算・併設の場合には「1」を、空き家を改修した場合には「1」を記載すること。

・「事業区分」欄に介護施設等の創設を条件に行なう大規模改築・新設化整備事業を記載した場合、「備考」欄には、創設する介護施設等の施設種別と整備(予定)年度を記載すること。

・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書き変更は行わないこと。

・当該表は、電子録体でも提出すること。

(別添様式2-2)

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について
(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)

都道府県名: _____

事業の実績(決算時)												当該事業のための基金積立年度	備考	
番号	管内市町村名	事業区分	施設種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	着工等(予定)年月日	事業開始年月日	総事業費(千円)	補助単価(千円)	補助額計(千円)		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合計														

・「地域医療介護総合確保基金(介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び定期借地権設定のための一時金の支援事業分)」の対象施設について、記載すること。

・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。

・「事業区分」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1及び別記1-2の2の(2)のア～ウ又は別記1-1及び別記1-2の2の(3)の事業を記載すること。

・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。

・「施設・事業所名」欄は、施設等の名称を記載すること。

・「定員数(人)」欄は、小規模多機能型居宅介護事業所は宿泊定員を記載すること。

・「着工(予定)年月日」欄には、当該施設等の開設準備等に必要となる期間の開始年月日を記載すること。

・「事業開始年月日」欄には、当該施設の事業の開始年月日を記載すること。

・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。

・「補助単価(千円)」欄には、「事業区分」で定めている補助単価を記載すること。

・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。

・「定期借地権設定のための一時金の支援事業分」の「備考」欄には、本体施設の場合は「ア」を、合築・併設施設の場合は「イ」を記入すること。

・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。

・当該表は、電子媒体でも提出すること。

(別添様式2-3)

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)

都道府県名:

番号	整備の実績(決算時)													備考
	管内市町村名	事業区分	施設種別	改修等の種別	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(㎡)	着工(予定)年月日	竣工年月日	補助単価(千円)	補助額計(千円)
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合計														

・「地域医療介護総合確保基金(既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業)」の対象施設について、記載すること。

・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、施設種別ごとに、定員数等を記載すること。

・「事業区分」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1の2の(4)のア～オの事業を記載すること。

・「施設種別」欄は、介護施設型医療施設の転換に関する事業の場合は、転換後の施設名を記載すること。

・「改修等の種別」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1の2の(4)のアの事業については、「個室→ユニット」又は「多床室(ユニット空個室の多床室を含む)→ユニット」を記載し、別記1-1の2の(4)のウの事業については、「創設」、「改築」、「改修」のいずれかを記載すること。

・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。

・「施設・事業所名」欄は、施設等の名前を記載すること。

・「定員数(人)」「延床面積(㎡)」欄は、改修事業の場合については、改修を行った床数及びその延べ床面積について記載すること。

・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。

・「着工(予定)年月日」欄には、工事に着手する年月日(予定)又は、当該施設等の開設準備に必要となる期間の開始年月日等を記載すること。

・「竣工年月日」欄には、当該施設が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該施設が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要せず、その旨備考欄へ記載すること。

・「補助単価(千円)」には、「事業区分」で定めている補助単価を記載すること。

・「補助額計(千円)」には、補助金の額を記載すること。

・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。

・当該表は、電子媒体でも提出すること。

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について(民有地マッチング事業)

都道府県名:

番号	整備の実績(決算時)											当該事業のための基金積立年 度	備 考					
	共通		土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援					整備候補地等の確保支援		地域連携コーディネーターの配置支援					共通			
	管内 市町村名	事業区分	整備候補 地等 応募数(か 所)	整備候補 地等 選定数(か 所)	介護施設 等整備法 人等応募 数	介護施設 等整備法 人等選定 数	マッチング 数(か所)	整備決定 数(か所)	整備候 補地確 保数(か 所)	取組内容	配置場所	配置主体	配置人 数(人)	事業内容	事業開始 年月日	総事業費 (千円)	補助単価 (千円)	補助額 計 (千円)
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
合計																		

・「地域医療介護総合確保基金(民有地マッチング事業)」の実施状況について、記載すること。

・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごとに記載すること。

・「事業区分」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1の2の(5)のア~ウの事業又は別記1-2の2の(4)のア~ウの事業を記載すること。

・「事業区分」欄は、「土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援」又は「整備候補地等の確保支援」又は「地域連携コーディネーターの配置支援」欄及び「共通」欄を記載すること。

・「取組内容」欄は、取組内容を具体的かつ簡潔に記載とともに、取組内容が分かる資料を添付すること。

・「配置場所」欄はコーディネーターを配置している場所(市町村、介護施設等)を記載すること。

・「配置主体」欄はコーディネーターを雇用している主体を記載すること。

・「事業内容」欄はコーディネーターの業務内容について、以下から当てはまるもの記入すること。(複数選択可)また、才を選択する場合は、具体的な内容を()で記載すること。

ア. 地域住民との調整 イ. 介護施設等への接続支援 ウ. 地域活動への参加 エ. 保護者等への相談援助 オ. その他()

・「事業開始年月日」欄には、当該施設の事業の開始年月日を記載すること。

・「補助単価(千円)」欄には、「事業区分」で定めている補助単価を記載すること。

・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。

・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。

・当該表は、電子媒体でも提出すること。

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について(介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業)

都道府県名: _____

番号	整備の実績(決算時)																				当該事業のための基金積立年度	備考			
	共通	簡易除圧装置設置経費支援				ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援				従来型個室・多床室のゾーニング経費支援				2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援				多床室の個室化に要する改修費支援				共通			
	事業区分	施設種別	所在市区町村名	施設・事業所名	台数	施設種別	所在市区町村名	施設・事業所名	カ所数	施設種別	所在市区町村名	施設・事業所名	カ所数	施設種別	所在市区町村名	施設・事業所名	カ所数	施設種別	所在市区町村名	施設・事業所名	定員数	事業開始年月日	純事業費(千円)	補助額計(千円)	
1																									
2																									
3																									
4																									
5																									
6																									
7																									
8																									
9																									
10																									
11																									
12																									
13																									
14																									
15																									
合計																									

・「地域医療介護総合確保基金(介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業)」の実施状況について、記載すること。

・「事業区分」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1の2(6)のア~ウの事業を記載すること。

・「事業区分」欄は、「簡易除圧装置設置経費支援」、「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援」、「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」、「2方向から出入りできる家族面会室の整備経費支援」、「多床室の個室化に要する改修費支援」のいずれかの欄及び「共通」欄を記載すること。

・「対象施設種別」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1の2(6)のア~ウそれぞれの(イ)に定める対象施設等を記載すること。

・「事業開始年月日」欄には、当該施設の事業の開始年月日を記載すること。

・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。

・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。

・当該表は、電子媒体でも提出すること。

■〇〇年度における「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に基づく執行状況について(介護職員の宿舎施設整備事業)

都道府県名: _____

番号	整備の実績(決算時)												当該事業のための基金積立年度	備考
	管内市町村名	対象施設種別	整備区分	設置主体名	運営主体名	施設・事業所名	対象施設の定員数(人)	宿舎施設の定員数(人)	総事業費(千円)	延床面積(m ²)	竣工年月日	補助基準額(千円)	補助額計(千円)	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合計														

- ・「地域医療介護総合確保基金(介護職員の宿舎施設整備事業)」の対象施設について、記載すること。
- ・管内の市町村(指定都市、中核市、特別区を含む)ごと、かつ、対象施設種別ごとに、定員数等を記載すること。
- ・「対象施設種別」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1の2の(7)のイ及び別記1-2の2の(5)のイに定める対象施設等を記載すること。
- ・「整備区分」欄は、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の別記1-1の2の(7)のウ及び別記1-2の2の(5)のウに定める整備区分を記載すること。
- ・「設置主体名」「運営主体名」欄は、法人名等を記載すること。
- ・「施設・事業所名」欄は、宿舎を利用する職員が勤務する施設等の名称を記載すること。
- ・「定員数(人)」「延床面積(m²)」欄は、改修事業の場合については、改修を行った床数及びその延べ床面積について記載すること。
- ・「総事業費(千円)」欄は、設計監理料を除いた金額を記載すること。
- ・「竣工年月日」欄には、当該建物が完成した年月日を記載すること。なお、決算時に当該建物が未完成であり、事業が継続中の場合は記載を要さず、その旨備考欄へ記載すること。
- ・「補助基準額(千円)」には、別表1-1の(7)及び別表1-2の(5)の第1欄に定める施設等の区分ごとに、第2欄に定める配分基準により算定した額と第4欄に定める対象経費の実支給額とを比較して少ない方の額を記載すること。
- ・「補助額計(千円)」欄には、補助金の額を記載すること。
- ・行が不足する場合は、追加すること。また、計算式等が設定されているため、列の追加等の書式変更は行わないこと。
- ・当該表は、電子媒体でも提出すること。